

被災者自立再建促進プログラム「4つの視点」に関する課題と対応等について

* 「課題」の内容は、被災者自立再建促進対策WG事務局及び「自立生活支援専門員及び自立生活支援員」からの意見・提案です。

4つの視点 項目	課 題	対 応 策
1 住まい	<p>○入居資格外</p> <p>① 申し込み資格はあるが市税滞納で応募できない。(復興住宅課)</p> <p>② 持ち家又は賃貸住宅を補修した者を一律に復興住宅入居不可とするのではなく、世帯状況を見て判断が必要では。(復興住宅課)</p> <p>③ 民間賃貸住宅での被災者(大規模半壊)が復興公営住宅へ入居するためには「大家の証明」が必要だが、事情があり証明が困難な場合がある。(復興住宅課)</p> <p>④ 公営住宅(復興公営、市営等)の数が不足では。(復興住宅課・住宅管理課)</p>	<p>① 市条例規定の入居要件であるが、要件緩和をした場合の対象、時期、手法等や緩和することによる影響等を検討中である。自力での住宅再建が困難な被災者の住まいを確保するため、市条例規定の入居資格要件である「市税等の滞納がないこと」については、<u>納付誓約していただいたうえで、復興公営住宅及び市営住宅の申込みを認める方針で検討している。時期は、議会の承認を得た上で、平成29年5月を予定している。</u></p> <p>② 入居資格は、「災害により住宅を失った者」(住宅減失要件)と規定。「修繕や補修では住宅としての機能を回復することができない程度の損傷の場合」は、住宅減失要件を具備する者と認められるので、判断する基準や手法を検討することとしていたが、被災状況が多様で、一律に基準を定めることや判定を行うことは現実的に困難であることから、入居希望の申し出があった場合は個々の事情を考慮し、個別に対応していく。</p> <p>③ 「震災に起因する住宅の損傷を契機として、賃借人が自己都合によらずに退去せざるを得なくなった場合」は、「災害により住宅を失った者」として入居を認めている。その判断するに至った事実関係を十分に確認し、根拠を明確にすることを求められており、「<u>夫家第三者(大家)の証明(本人の申立書に賃貸人の署名押印)</u>」を必要としている。何らかの事情により、賃借人が署名してくれない場合、それに代わる手法等を検討中である。<u>しかしながら、さまざまな理由により第三者からの証明を受けることが困難な方については、申立内容により自己都合によらない退去と判断した場合、平成29年1月1日から申込みを認める方針に運用を変更している。</u></p> <p>④ <u>復興公営住宅は、自立計画届出書の集計結果から、新たな入居希望世帯及び入居資格要件等の緩和を見込んだ必要戸数が現計画を上回る見通しとなったことから、昨年11月に計画戸数を4,500戸から4,700戸に改定した。今後、必要戸数の精査を行いながら整備する。(復興住宅課)</u> 今年度中に仮設住宅入居者用として既存の市営住宅60戸程度を補修、県営住宅の提供も依頼する。 来年度も40個程度確保予定であり、100戸程度は来年度で確保できる。復興公営住宅等の要件緩和により希望者の増加が考えられるが増加数が不明なため、現時点では不足するかは不明。(住宅管理課)</p>
	<p>○仮設間移転</p> <p>① 不適切利用者の一掃を早急に対応するべき。不公平である。(生活再建支援課)</p>	<p>① 居住が確認できない住戸がある場合は、ライフラインの契約状況を調査するとともに、住宅再建事業補助金や被災者生活再建支援制度などの申請状況を調査し、契約者に対して早期の退去届提出及び鍵の返却を促すため、文書や電話連絡並びに引越し先への訪問により返還手続きを求めている。 <u>昨年12月に現地調査を実施し、改めて全戸の生活実態を把握した。現在は、生活実態、復興公営住宅への移転、各種補助金の受給状況等により抽出した世帯に対し、再建状況について訪問・電話による聞き取り調査を行い、あわせて不適正な利用をしている世帯には早急な返還手続きを求めている。調査完了目標は平成28年度末。</u></p>

	<p>○住まいの整備</p> <p>① 復興公営住宅の入居者の高齢化率が高く、孤立化が危惧される。そのためコミュニティ配慮型の公営住宅が必要ではないか。(復興住宅課)</p> <p>② 「復興住宅の一般市営住宅化」の時期は、現要件での扱いの場合、募集が可能となるのが仮設住宅の一律延長期限後となる。(住宅管理課) * 仮設住宅の一律延長期限：各団地の開設時期 H30.4月～9月 * 現要件：復興公営住宅完成後</p>  <p>例：H30.4月が一律延長の供与期限となるみなし仮設入居者が市営住宅を希望している場合</p>	<p>① 新蛇田南地区において、共用空間を介してコミュニティを形成し、お互いに見守り合うことができる住宅を計画している。おり、平成30年1月の入居を予定している。しかし、ハード面のみでは孤立化の解消は困難であるため、ソフト面の施策がより重要と思われる。</p> <p>② 平成28年8月4日宮城県通知により、市内全ての災害公営住宅の工事に着手した後であれば被災者以外の入居募集が可能となった。三子地区の着工が平成30年4月の予定であり、その後、復興住宅入居資格者の最終意向調査期間3か月、県内全域を対象とした募集期間を3か月と仮定した場合、最短で平成30年10月以降に被災者以外の一般募集が可能と考えている。復興公営住宅は、入居希望者を精査しながら整備が進められており、空き戸の発生は最小限に抑えられるものとする。また、復興公営住宅の整備計画の変更に伴い、増加分の整備時期が確定していないことから「一般市営住宅化」の時期は未定。 ※ 上記に関わらず、「一般公営住宅化」の県内ルールは、各自治体により事情が異なることから、各自治体の状況に合わせた柔軟な対応ができるよう、県に改善を要請している。(現に仙台市からは、「仙台市は全県募集」をしない特例を認めてほしいとの要望を出している。)</p>
	<p>○その他</p> <p>① 本人の代理で役所に行ったが「事前登録申請書」をもらえず家族で事前検討が出来ない。(復興住宅課)</p>	<p>① 通常の公営住宅とは異なり、復興公営住宅への入居資格には、震災による住宅滅失など様々な要件があることから、混乱を避けるため、窓口においては本人又は代理人から聞き取りを行い、丁寧な説明をした上で交付していたが、今後は入居資格の有無にかかわらず交付するよう改善した。</p>
<p>2 健康・福祉</p>	<p>○見守り</p> <p>① きずなシステムの情報が古い。自立計画届出書の最新情報を反映してほしい。(生活再建支援課)</p>	<p>① 自立計画届出書回収・整理中のため、整理後情報更新予定。 きずなシステムの自立計画届出書の回収内容を反映させるため、項目追加の作業を業者に発注済みで年度内には反映する予定。</p>

<p>3 暮らし向き (家計)</p>	<p>① 生活困窮者には、次の包括的な支援が必要。(保護課) 「経済的な支援」、「基本的な生活の支援」(公共料金等の支払い、金銭管理、通院等)、「メンタル面の支援」</p> <p>② 各就労支援の進捗状況について ア.就職相談会(商工課) イ.被災地域テレワーク(商工課) ウ.高齢者の就業支援(商工課) エ.就労支援 NPO との連携(生活再建支援課) オ.生活困窮者の自立支援(保護課)</p>	<p>① 「経済的な支援」については、生活に困窮する市民が、生活保護あるいは生活困窮者自立相談支援の窓口につながるよう関係機関等との連携を図っていく。また、「基本的な生活の支援」、「メンタル面の支援」についても、行政が直接支援するには限界もあり、現在市内で活動している諸団体等と連携し、生活困窮者が抱えている問題に対応した活動の紹介や調整を図っていく。</p> <p>② ア. ハローワーク石巻が保護課と共同で毎週水曜日に生活困窮者を対象とした巡回相談を行っている。 イ. 在宅就労支援のお仕事説明会を毎月実施。登録者 68 93 名が学習及び就労を行っている(9 12 月末時点)。 ウ. 石巻市シルバー人材センターの新規会員の獲得を目的として、毎月2回センター事務所にて入会説明会を行っているほか、 本年 平成 28 年 10 月からは各総合支所単位での説明会も実施している。 エ. 就労支援 NPO との連携 仮設住宅等で引きこもりがちになっている無業者のための中間就労の場を提供する事業所のチラシ等を、仮設住宅団地の集会所へ掲示し周知している。(生活再建支援課) オ. 生活困窮者の自立支援については、平成 27 年度から生活困窮者自立支援法施行に伴う「自立相談支援事業」を実施しているが、保護課内に相談窓口を開設している。27 年度は 273 件の相談が寄せられている。さらに、平成 28 年度からは、保護課内に開設している生活保護受給者並びに生活困窮者自立支援事業対象者のハローワーク専門相談窓口を週 1 回に増やし、支援の強化に努めている。</p>
<p>4 コミュニティ</p>	<p>① 仮設住宅集約後の仮設住宅や新居住地でのコミュニティが心配である。コミュニティ維持のための施策をどのように考えているのか。(地域協働課)</p> <p>② 仮設団地や新市街地(蛇田・渡波)の自治会の組織化についての進捗状況はどのような状況か。(地域協働課)</p>	<p>① 自治会等による新居住者との交流会事業等に対し、「コミュニティづくり支援補助金」を交付するなど、地域の自治会等と連携しながら、新居住者が地域の中で孤立しないような支援体制を構築していきたい。(地域協働課)</p> <p>② 仮設団地については、その規模に応じて団地会を組織しているが、復興公営住宅への入居や自力再建が進む中、仮設住宅の入居者が減少し、団地会が解散するところも出てきている。 小規模な仮設団地については、周辺の自治会に編入している。 新蛇田地区については、新たな自治会の設立に向けて住民懇談会等を開催した。<u>また、今後住む方を含めたアンケート調査の結果、新蛇田地区を4つの区割りとした新たな自治会を設立する方針となった。現在は、区割りごとの顔合わせ会や地区会を開催し、新たな自治会の設立に向け準備を進めている。</u> 新渡波地区については、既存の自治会へ編入することとしている。した。</p>